

白岡市公共施設自動販売機設置事業者募集要項

(令和7年12月設置分)

白岡市は、市有財産の有効活用の観点から、自動販売機の設置及び運営ができる事業者を募集し、一般競争入札によって設置者を決定する。

入札に参加を希望する事業者は、本募集要項及び貸付場所ごとの仕様書を熟読し、また、必ず現地を確認の上で応募すること。現地確認をする際は、仕様書ごとの問い合わせ先(施設管理者)に事前連絡をして了承を得ること。

1 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 白岡市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止期間でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の申立てをしていないこと。
- (7) 国税及び市町村民税の未納がないこと。
- (8) 10(2)の一般競争入札参加申請書類をすべて提出すること。

2 入札に関する事項等

- (1) 件 名 白岡市公共施設自動販売機設置場所貸付
- (2) 自動販売機の貸付場所及び貸付面積等
 - ア 「別紙1 貸付場所及び設置寸法等」のとおりとする。設置寸法には、転倒防止器具、放熱余地、電気設備、回収ボックス等を含む。
 - イ 現況と仕様書に相違がある場合は、現況を優先する。

3 賃借期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間

※ 庁舎修繕、改築等により上記期間が短縮又は延長となる場合や、設置場所の移動が生じる場合は、市が設置者に対して事前に文書で通知し、設置者は市の

指示に従うものとする。

4 販売商品の種類等

- (1) 種類 清涼飲料水とする。ただし、仕様書に販売種類を指定する場合においては、この限りではない。
- (2) 販売価格 標準小売価格(定価)とする。

5 遵守事項

(1) 禁止事項

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(2) 自動販売機本体

ア 貸付寸法に収まる大きさとし、周辺の環境に配慮した著しく華美でないものとする。

イ 機種指定がある場合には、仕様書の記載のとおりとすること。

ウ 災害対応型自動販売機の設置には、その旨を表示すること。

(3) 環境対策

ア 省エネ

「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種とする。また、室内設置の場合は、照明を常時消灯の設定にすること。

イ ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素等を冷媒として採用した機種とすること。

(4) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。ただし、アンカー止めは不可とする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準」(日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会制定)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めること。また、屋内であっても「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し犯罪防止に努めること。

(5) 管理運営

ア 設置者は、商品の補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充、自動販売機内外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情の対応については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を自動販売機本体に明記すること。

(6) 回収ボックスの設置及び空き容器の回収

回収ボックスはプラスチック製蓋付きのものとし、販売飲料容器に応じたものを所定の位置に設置すること。また、回収ボックスから容器が溢れたり周囲に散乱しないよう定期的に容器を回収すること。

6 費用負担等

(1) 賃貸借料

賃貸借料(年額とする。土地使用料の他、屋外区画は電気使用料、屋内区画は電気使用料、建物使用料及び保険料を含むものとする。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税額を加算した金額とすること。なお、具体的な賃貸借料については、仕様書に記載した金額を採用すること。

具体的な積算基礎については、仕様書に記載した計算方法とすること。ただし、経済事情が著しく変動した場合は、見直しを行う等信義則に従い、誠実に対応すること。

ア 賃貸借料の納入については、年度ごとに市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納入すること。

イ 消費税法等の改正によって消費税等率に変動が生じた場合は、契約の変更手続きを行うことなく、相当額を加減した賃貸借料とする。ただし、経過措置等を定める場合はこの限りではない。

(2) 設置及び撤去

自動販売機の設置、維持管理及び撤去(原状回復含む)に係る費用は、設置者が負担すること。また、電気配線工事費用も同様とすること。

(3) 売上(販売管理)手数料

販売実績(年額)を1.08で除した金額に1.1を乗じ、更に最低歩合率20%以上を乗じた金額とする。

(4) 売上報告

売上本数(個数)及び販売実績は、3か月ごとに毎月分を報告すること。なお、報告方法は、3月(12月～2月分)、6月(3月～5月分)、9月(6月～8月分)、12月(9月～11月分)の10日までとする。

7 貸付場所の返還

契約満了及び解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置者の責任と負担により原状回復を行い、市による確認を受けなければならない。

なお、設置者都合による解除の場合、納入済みの賃貸借料は還付しない。

8 特記事項

(1) 災害発生時の対応

災害等により災害対策本部からの要請があった場合は、自動販売機内の在庫飲料を無償で提供すること。

(2) 自動販売機による事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。

(3) 設置台数の見直し

各施設における自動販売機の利用状況等により、同一施設内に自動販売機を追加(増設)することがある。

(4) その他

この要項の定めのほか、運営に関し疑義があるとき又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上定めるものとする。

9 募集要項の配布期間

募集要項その他関係書類は、令和7年11月6日(木)から11月13日(木)まで市公式HPに掲載する。

10 入札参加申請

入札に参加を希望する事業者は、次に記す(1)申請場所に、(2)申請書類を漏れなく郵送(配達記録が残る方法に限る)又は持参にて提出すること(提出書類は、返却しない。)。なお、申請期間は、令和7年11月10日(月)から令和7年11月13日(木)までとする。

(1) 申請場所

白岡市千駄野432番地

白岡市 経営企画部 ファシリティマネジメント推進課

電話0480-31-6524(直通) FAX0480-31-6526

E-mail fmsuisin@city.shiraoka.lg.jp

(2) 申請書類(各1部提出)

	提出書類	法人	個人	有資格者	備考
ア	入札参加申込書	○	○	○	様式第1号
イ	誓約書	○	○	×	様式第2号

ウ	契約等の実績一覧・営業実績一覧	○	○	×	別表1・2
エ	委任状	○	○	×	様式第3号
オ	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	○	×	
カ	身分証明書(市町村発行のもの)	×	○	×	
キ	印鑑登録証明書	○	○	×	
ク	国税に未納がないことを証する納税証明書(個人事業者は「その3の2」、法人は「その3の3」)	○	○	×	
ケ	市町村民税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	×	

※ エ、オ、カ、キ、ク、ケについては、発行後3か月以内の原本とする。

11 質疑書及びその回答

(1) 質疑受付期間

令和7年11月6日(木)の午後3時から令和7年11月10日(月)の午後4時まで(必着)とする。

(2) 提出方法

質疑がある場合のみ、様式第4号質問書をファシリティマネジメント推進課にFAX又はE-mailにて提出すること。

(3) 質疑書の回答

ア 回答日 令和7年11月11日(火)

イ 回答方法 ホームページに掲載する。

12 入札方法及び開札の日時

(1) 入札貸付料率

ア 入札書に記載する提案貸付料率は、賃貸借料に対する百分率(%、少数第1位まで)とする。

イ 落札貸付料率は、入札書に記載された百分率に1.1を乗じた百分率とする。

(2) 入札方法

ア 封筒及び入札書の記載方法

① 封筒

- ・次の図を参照すること。
- ・封筒は、入札書をまとめて1通とすること。

② 入札書

- ・様式第5号を使用し、区画(番号)ごとに1通とすること。ただし、1区画に3台以上設置されている場合は、2通まで入札することが可能である。

- イ 提出方法 郵送(配達記録が残る方法に限る。)又は持参にて提出すること。
- ウ 費用負担 入札書の作成等に要する費用は、すべて入札者の負担とする。
- エ 提出期限 令和7年11月10日(月)から11月13日(木)まで(必着)

図 (表) (裏)

入 札 書 在 中 自 動 販 売 機 設 置 場 所 貸 付 白 岡 市 公 共 施 設	代 表 者 名 商 号 又 は 名 称
--	---

※1 封印は代表者印、社員、事業所等の印等によるものとする。

※2 封筒内には、入札書以外の書類等を同封しないこと。

(3) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者がした入札
- イ 同一の入札について3以上の入札をした者の入札
- ウ 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- エ 上記 12(2)の規定によらない入札
- オ 封筒に記載された内容と入札書に記載された内容が異なる入札
- カ 入札書の金額、氏名、印影の誤脱又は識別し難い入札及び貸付料率を訂正した入札

(4) 予定貸付料率 仕様書のとおりとする。

(5) 入札保証金 免除とする。

(6) 開札日時及び場所等

- ア 日時及び場所 令和7年11月14日(金) 午後1時30分

生涯学習センター〔こもれびの森〕2階 音楽スタジオ

イ 開札は、ファシリティマネジメント推進課にて実施する。

ウ 開札の立会人は、当該入札に関係のない市職員（他課の課長）を充てるものとする。

(7) 落札者の決定方法

ア 市が設定する予定価格以上で、最高貸付料率をもって有効な入札を行った入札者とする。ただし、複数設置区画については、仕様書の記載内容により落札者を決定する。

イ 同率の入札者が2者以上になった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きについては、開札立会人が実施する。

ウ 予定貸付料率に満たない場合は、入札不成立とする。

13 入札結果の公表

入札の結果については、落札者に速やかに連絡し、契約手続きについての説明を行う。また、市公式HPに掲載及び市ファシリティマネジメント推進課で閲覧することができるものとする。

14 問合せ先

(1) 募集要項に関すること

白岡市役所 経営企画部 ファシリティマネジメント推進課
電話0480-31-6524(直通) FAX0480-31-6526
E-mail fmsuisin@city.shiraoka.lg.jp

(2) 仕様書に関すること

仕様書に記載の問合せ先(施設担当課)とする。

※落札した際の契約は、ファシリティマネジメント推進課となります。